令和7年度施行

## 工 事 設 計 書

位置 : 境港市 渡町

竜ヶ山公園屋根付き広場整備工事(その2)

工 期 : 令和8年3月27日

## \_ 設計概要書

### 件名: 竜ヶ山公園屋根付き広場整備工事(その2)

敷地造成工	1式	広場整備工	
植栽工	100 本	園路舗装 (脱色アスファルト t=3cm)	540 m2
雨水排水設備工		路盤 (Rc-30 t=10cm)	540 m2
U型道路側溝	64 m	地先境界ブロック	402 m
U型可変側溝	67 m	遊具施設整備工	1式
重圧管	3 m	管理施設整備工	
集水桝	5 箇所	フェンス	194 m
電気設備工		門扉	1 基
照明灯	3 基	給水施設工	1 基
ハンドホール	2 基	仮設工	1式

令和7年5月15日以降調達公告適用

選案を答にすること。   ② (総分完成、音工程部)		1	(他工事等との	)調整) 本工事 については、	竜ヶ山公園屋	根付き広場新築工	事(建築) と関連する	るので相互の連絡
(第五時間)								
金工事的   本工事の施工時間帯は、昼間施工(8:00~17:00)を見込んでいる。   金 (全体期間設定工事)		2	<del>(部分完成、看工</del>	- r r · 🛏 /	ンプル	まで	「オストレ	1 toly > レ]
の施工時間は、: ~ : とする。		3	(施工時間)			& (	( )	
### 本工事は、鳥取県会裕期間改定工事に保る実施要領(平成28年6月9日付第201600036328号県 備部長通知)の対象工事であり、工事開始日、前払金の請求、技術者の配置及びその他の取扱 ついては、「無要簡の規定による。 工事については、「職業公告のとおりとする。  ② (類はの調達の避れたよる工類の発展) この工事の工期には、解材調達期間として、								
本工事は、鳥取県余裕期間改定工事に保る実施要領(平成28年6月9日付第201600336328号県 備部長通知)の対象工事であり、工事開始日、前払金の請求、技術者の配置及びその他の取扱 ついては、同要領の規定による。 工期については、調達公告のとおりとする。			(人松地眼乳毒士		[時間は、:	~ :	とする。	
(備部長通知) の対象工事であり、工事開始日、前払金の請求、技術者の配置及びその他の取扱ついては、周要銀行のとおりとする。		4	<del>(余俗期間設定」</del>	<del>-</del> + /	問設定工事に係	ス宝旃亜領 (巫成	28年6日9日付第20160	00036328号退十慗
□ (別林の調達の遅れによる工期の延長) □ ことができない事由により解材の調達が遅れ、工期内に工事を完成することができない場合はの理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができない場合はの理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。  本工事は、境港市週休2日工事  本工事は、境港市週休2日工事実施要倒(土木工事)(今和7年5月15日)の対象工事でる。 https://www.city.sakaiminato.lg.jp/indox.php?view=115887 に掲載された本工事調達日時点で最新の同要領の規定に従い選休2日工事を実施すること。  (正本) (担談物等の事前調査) 「工事に係る地下理設物等の事前調査については、「未調査・(水道・下水道・電気・通信・その他」)について調査済み)である。 ・その他」)について調査済みである。 ・おい適定・ガス・その他」)であるため、各管理者の立会を求めて理設位置等の確認をこと。  をの他理設が想定される未調者の理設物については事前に確認を行うとともに、管理者不明設物等が確認された場合は、監督員に報告すること。 ・その他理数が想定される未調者の理設物については事前に確認を行うとともに、管理者不明設物等が確認された場合は、監督員に報告すること。 ・「文庫物件) ・「大庫となっているが、」までに移設が完了する見込である。 ・予定どおり処理できなかった場合は別途協議する。 ・「工事用地内の立木は伐採し、」」に置くこと。  ② (文庫物件)  「位本の置き場所) ・「工事用地内の立木は伐採し、」」に置くこと。				ついては、同要領の規定に	よる。			
工の工事の工期には、類材調達期間として、 ク月を見込んでいるが、受注者の責に帰ことができない事由により、類材の調達が選れ、 工期内に工事を完成することができない場合はの理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を結束さことができる。  本工事は、境港市週休2日工事実施要領(土木工事)(令和7年5月15日)の対象工事でる。 https://www.city.saksiminato.ls.jp/index.php?view=118887 に掲載された本工事調達日時点で最新の同要領の規定に従い週休2日工事を実施すること。  「一・「理談物等の事前調査」」 「本工事に係る地下埋設物等の事前調査については、「未調査・(水道・下水道・電気・通信・水な、 頃 の予定である。  「「理談物等の事前調査」」 「まずに係る地下埋設物等の事前調査済力」である。 事前調査済みのうち本工事区域内で埋設が確認されている地下埋設物等は、(水道・下水道、気・通信・ガス・その他 」について調査済力」であるため、各管理者の立会を求めて埋設位置等の確認をえ、通信・ガス・その他 」であるため、各管理者の立会を求めて埋設位置等の確認をこと。 その他理談が想定される未調査の埋設物については事前に確認を行うとともに、管理者不明設物等が確認された場合は、監督員に報告すること。 ② (支稿物件) 「 の施工に当って、 が支障となっているが、 までに移設が完了する見込である。 予定どおり処理できなかった場合は別途協議する。 ア定どおり処理できなかった場合は別途協議する。 「 (妊娠前型・低振動型建設機械) 「 (妊娠前型・低振動型建設機械)			(細せの部本の)		:告のとおりとす	る。		
正とができない事由により類対の調達が選れ、工期内に工事を完成することができない場合はの理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。  本工事は、接接市選休2日工事実施要領(土木工事)(合和7年5月15日)の対象工事でる。https://www.city.sakaiminato.lg.jp/index.php/9tiev=115887 に掲載された本工事調達日時点で最新の同要領の規定に従い選休2日工事を実施すること。  本工事区間の		(5)	<del>(鋼材 () 調達() 道</del>		おお調達期間とし	てヶ月を	見込んでいるが 受	住者の青に帰する
本工事は、境港市週休2日工事実施要領(土木工事)(令和7年5月15日)の対象工事で る。 https://www.city.sakaiminato.lg.jp/index.php?view=115887 に掲載された本工事調達 日時点で最新の同要領の規定に従い週休2日工事を実施すること。  ### おように表表の同要領の規定に従い週休2日工事を実施すること。  #### 150 と なお、 頃 があるので、監督員と打合せのうえ施行うこと。 なお、 頃 の予定である。    「理談物等の事前調査	工							
本工事は、境港市週休2日工事実施要額(土木工事)(合和7年5月15日)の対象工事で る。https://www.city.sakaiminato.lg.jp/index.php?view=115887 に掲載された本工事調達 日時点で最新の同要額の規定に従い週休2日工事を実施すること。  本工事区間の				の理由を明示した書面によ	り、発注者に工	期の延長変更を請	求することができる。	
田地 (用地、物件等未処理)     本工事区間の	程	6	(週休2日工事)			(1 4 7 ま) ( )	f= 0 f = 0 1 = 0 \ .	のしたてまべき
田地関係 (用地、物件等未処理) 本工事区間のには								
田地関係  (川地、物件等未処理)  本工事区間の								2. 个工事则是五日
本工事区間の								
本工事区間の								
本工事区間の								
本工事区間の								
本工事区間の								
本工事区間の								
本工事区間の								
本工事区間の		1						
本工事区間の								
本工事区間の								
プリング (埋設物等の事前調査)			( ⊞ lib = ### [#- ##	s + 60 rm)				
係  ① (埋設物等の事前調査)  工事に係る地下埋設物等の事前調査については、〔未調査・(水道・下水道・電気・通信・・その他) について調査済み〕である。 事前調査済みのうち本工事区域内で埋設が確認されている地下埋設物等は、(水道・下水道気・通信・ガス・その他) であるため、各管理者の立会を求めて埋設位置等の確認をこと。 その他埋設が想定される未調査の埋設物については事前に確認を行うとともに、管理者不明設物等が確認された場合は、監督員に報告すること。 ② (支障物件)  ② (支障物件)  の施工に当って、	ш	1	<del>(用地、物件等</del>	7 ( · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	には	があ	るので、監督員と打る	合せのうえ施工を
① (埋設物等の事前調査)  工事に係る地下埋設物等の事前調査については、〔未調査・(水道・下水道・電気・通信・・その他)について調査済み〕である。 事前調査済みのうち本工事区域内で埋設が確認されている地下埋設物等は、(水道・下水道 気・通信・ガス・その他)であるため、各管理者の立会を求めて埋設位置等の確認をこと。 その他埋設が想定される未調査の埋設物については事前に確認を行うとともに、管理者不明設物等が確認された場合は、監督員に報告すること。 ② (支障物件)  の施工に当って、	地	1	<del>(用地、物件等</del>	本工事区間の	には <u></u>	があ	るので、監督員と打る	合せのうえ施工を
工事に係る地下埋設物等の事前調査については、〔未調査・(水道・下水道・電気・通信・・その他)について調査済み〕である。 事前調査済みのうち本工事区域内で埋設が確認されている地下埋設物等は、(水道・下水道 気・通信・ガス・その他)であるため、各管理者の立会を求めて埋設位置等の確認をこと。 その他埋設が想定される未調査の埋設物については事前に確認を行うとともに、管理者不明設物等が確認された場合は、監督員に報告すること。 ②(支障物件)  の施工に当って、 が支障となっているが、までに移設が完了する見込である。予定どおり処理できなかった場合は別途協議する。 ③(立木の置き場所)  工事用地内の立木は伐採し、 に置くこと。	地 関	<del>1</del>	<del>(用地、物件等</del>	本工事区間の 行うこと。			るので、監督員と打合	合せのうえ施工を
・その他)について調査済み〕である。 事前調査済みのうち本工事区域内で埋設が確認されている地下埋設物等は、(水道・下水道気・通信・ガス・その他)であるため、各管理者の立会を求めて埋設位置等の確認をこと。 その他埋設が想定される未調査の埋設物については事前に確認を行うとともに、管理者不明設物等が確認された場合は、監督員に報告すること。 ②(支障物件)  の施工に当って、	地 関	1	一(用地、物件等	本工事区間の 行うこと。			るので、監督員と打合	合せのうえ施工を
事前調査済みのうち本工事区域内で埋設が確認されている地下埋設物等は、(水道・下水道気・通信・ガス・その他)であるため、各管理者の立会を求めて埋設位置等の確認をこと。 その他埋設が想定される未調査の埋設物については事前に確認を行うとともに、管理者不明設物等が確認された場合は、監督員に報告すること。 ② (支障物件)  の施工に当って、	地 関		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	本工事区間の 行うこと。 なお、頃			るので、監督員と打る	合せのうえ施工を
気・通信・ガス・その他   )であるため、各管理者の立会を求めて埋設位置等の確認をこと。   その他埋設が想定される未調査の埋設物については事前に確認を行うとともに、管理者不明設物等が確認された場合は、監督員に報告すること。   ② (支障物件)	地 関		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	本工事区間の 行うこと。 なお、頃 <u>「前調査)</u> 工事に係る地下埋設物等		定である。		
こと。	地 関		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	本工事区間の 行うこと。 なお、頃 <del>「前調査)</del> 工事に係る地下埋設物等 ・その他) につい	の予 の事前調査につ で調査済み〕で	定である。 にである。 いては、〔未調査 ある。	・(水道・下水道・「	電気・通信・ガス
設物等が確認された場合は、監督員に報告すること。   ② (支障物件)	地 関		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	本工事区間の 行うこと。 なお、頃 <del>「前調査)</del> 工事に係る地下埋設物等 ・その他)につい 事前調査済みのうち本エ	の予 の事前調査につ で調査済み〕で 事区域内で埋設	定である。 いては、〔未調査 ある。 が確認されている	・(水道・下水道・1地下埋設物等は、(	電気・通信・ガス 水道・下水道・ <del>電</del>
の施工に当って、	地 関		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	本工事区間の 行うこと。 なお、頃 「前調査) 工事に係る地下埋設物等 ・その他)につい 事前調査済みのうち本工 気・通信・ガス・その他_	の予 の事前調査につ で調査済み〕で 事区域内で埋設	定である。 いては、〔未調査 ある。 が確認されている	・(水道・下水道・1地下埋設物等は、(	電気・通信・ガス 水道・下水道・ <del>電</del>
の施工に当って、	地関係		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	本工事区間の 行うこと。 なお、 頃 工事に係る地下埋設物等 ・その他 りについ 事前調査済みのうち本工 気・通信・ガス・その他 こと。 その他埋設が想定される	の予 での事前調査につ で調査済み〕で では内で埋設 )である 未調査の埋設物	定である。 いては、〔未調査 ある。 が確認されている ため、各管理者の については事前に	・(水道・下水道・f 地下埋設物等は、(z 立会を求めて埋設位f	電気・通信・ガス 水道・下水道・ <del>電</del> 置等の確認を行う
までに移設が完了する見込である。	地関係		<del>(埋設物等の</del> 事	本工事区間の 行うこと。 なお、 頃 工事に係る地下埋設物等 ・その他 りについ 事前調査済みのうち本工 気・通信・ガス・その他 こと。 その他埋設が想定される	の予 での事前調査につ で調査済み〕で では内で埋設 )である 未調査の埋設物	定である。 いては、〔未調査 ある。 が確認されている ため、各管理者の については事前に	・(水道・下水道・f 地下埋設物等は、(z 立会を求めて埋設位f	電気・通信・ガス 水道・下水道・ <del>電</del> 置等の確認を行う
③ (立木の置き場所)       工事用地内の立木は伐採し、       に置くこと。         ① (低騒音型・低振動型建設機械)	地関係		<del>(埋設物等の</del> 事	本工事区間の 行うこと。 なお、頃 工事に係る地下埋設物等・その他)につい 事前調査済みのうち本工 気・通信・ガス・その他 こと。 その他埋設が想定される 設物等が確認された場合は	の予 「本の事前調査について調査済み」で 「事区域内で埋設」である 「未調査の埋設物」、、監督員に報告	定である。 いては、〔未調査 ある。 が確認されている ため、各管理者の については事前に すること。	・(水道・下水道・f 地下埋設物等は、(/ 立会を求めて埋設位f 確認を行うとともに、	電気・通信・ガス 水道・下水道・ <del>電</del> 置等の確認を行う 管理者不明の埋
① (低騒音型・低振動型建設機械)	地関係		<del>(埋設物等の</del> 事	本工事区間の 行うこと。 なお、「頃 工事に係る地下埋設物等 ・その他)につい 事前調査済みのうち本工 気・通信・ガス・その他 こと。 その他埋設が想定される 設物等が確認された場合は	の予 の事前調査につで で調査済み〕で 事区域内で埋設 うた調査の埋設物 な、監督員に報告 正工に当って、	定である。 いては、〔未調査 ある。 が確認されている ため、各管理者の については事前に すること。	・(水道・下水道・f 地下埋設物等は、(/ 立会を求めて埋設位f 確認を行うとともに、	電気・通信・ガス 水道・下水道・ <del>電</del> 置等の確認を行う 管理者不明の埋
① (低騒音型・低振動型建設機械)	地関係		<del>(埋設物等の</del> 事	本工事区間の 行うこと。 なお、 頃 工事に係る地下埋設物等・その他 うち本工気・通信・ガス・その他 事前調査済みのうち本工気・通信・ガス・その他 こと。 その他埋設が想定される設物等が確認された場合は でに移設が完了する見込	の予 の事前調査につ で調査済み〕で である を未調査の埋設物 である 、監督員に報告 ご工に当って、 である。	定である。 いては、〔未調査 ある。 が確認されている ため、各管理者の については事前に すること。	・(水道・下水道・f 地下埋設物等は、(/ 立会を求めて埋設位f 確認を行うとともに、	電気・通信・ガス 水道・下水道・ <del>電</del> 置等の確認を行う 管理者不明の埋
	地関係		<del>(埋設物等の</del> 事	本工事区間の 行うこと。 なお、 頃 工事に係る地下埋設物等・その他 )につい 事前調査済みのうち本工気・通信・ガス・その他 」 こと。 その他埋設が想定される設物等が確認された場合は でに移設が完了する見ど 予定どおり処理できなか	の予 「本の事前調査につで で調査済み」で である の未調査の埋設物 である は、監督員に報告 である。 である。 いてある。 いった場合は別途	定である。 いては、〔未調査 かる。 が確認されている ため、各管理者の については事前に すること。 協議する。	・(水道・下水道・管地下埋設物等は、(次立会を求めて埋設位管確認を行うとともに、が支障となっているが	電気・通信・ガス 水道・下水道・ <del>電</del> 置等の確認を行う 管理者不明の埋
	地関係		<del>(埋設物等の</del> 事	本工事区間の 行うこと。 なお、 頃 工事に係る地下埋設物等・その他 )につい 事前調査済みのうち本工気・通信・ガス・その他 」 こと。 その他埋設が想定される設物等が確認された場合は でに移設が完了する見ど 予定どおり処理できなか	の予 「本の事前調査につで で調査済み」で である の未調査の埋設物 である は、監督員に報告 である。 である。 いてある。 いった場合は別途	定である。 いては、〔未調査 かる。 が確認されている ため、各管理者の については事前に すること。 協議する。	・(水道・下水道・管地下埋設物等は、(次立会を求めて埋設位管確認を行うとともに、が支障となっているが	電気・通信・ガス 水道・下水道・ <del>電</del> 置等の確認を行う 管理者不明の埋
大丁事のうた施工第正・ アクルアは、性に圧圧滞倍を促やする単面が	地関係		<del>(埋設物等の</del> 事	本工事区間の 行うこと。 なお、 頃 工事に係る地下埋設物等・その他 )につい 事前調査済みのうち本工気・通信・ガス・その他 」 こと。 その他埋設が想定される設物等が確認された場合は でに移設が完了する見ど 予定どおり処理できなか	の予 「本の事前調査につで で調査済み」で である の未調査の埋設物 である は、監督員に報告 である。 である。 いてある。 いった場合は別途	定である。 いては、〔未調査 かる。 が確認されている ため、各管理者の については事前に すること。 協議する。	・(水道・下水道・管地下埋設物等は、(次立会を求めて埋設位管確認を行うとともに、が支障となっているが	電気・通信・ガス 水道・下水道・ <del>電</del> 置等の確認を行う 管理者不明の埋
	地関係	<b>3</b>	(埋設物等の事 (支障物件) (立本の置き場所	本工事区間の 行うこと。なお、 頃 「 一 「	の予 「本の事前調査につで で調査済みで埋設 である。 本調査の埋設物告 である。 である。 である。 いてある。 いった場合は別途	定である。 いては、〔未調査 かる。 が確認されている ため、各管理者の については事前に すること。 協議する。	・(水道・下水道・電地下埋設物等は、(次立会を求めて埋設位電磁認を行うとともに、が支障となっているで	電気・通信・ガス 水道・下水道・電 置等の確認を行う 管理者不明の埋 が、
名	地関係 支障物件	<b>3</b>	(埋設物等の事 (支障物件) (立本の置き場所	本工事区間の 行うこと。なお、	の事前調査につで調査の事前調査につで調査がである。 未調査の埋設物である。 未調査の埋設報告 に当って、 いった場合は別途	定である。 いては、〔未調査 かる。 が確認されている ため、各管理者の については事前にすること。  協議する。	・(水道・下水道・電地下埋設物等は、(次立会を求めて埋設位電ででであるがででであるができませい。 に置くこと。 特に生活環境を保	電気・通信・ガス 水道・下水道・電 番等の確認を行う 管理者不明の埋 が、 全する必要がある
対	地関係 支障物件	<b>3</b>	(埋設物等の事 (支障物件) (立本の置き場所	本工事区間の 行うこと。なお、 頃 「前調査) ・そのは 「一」 になる 事がでします。 まで、 でに移設が想でできなができる。 までに移設が完了する見びできながができますが、 でに移設が完了するもながでできなが、 でに移設が見理できなが、 でにびおり処理できなが、 でにびおり処理できなが、 でにびおり処理できなが、 でにびおり処理できなが、 でにびおり処理できなが、 でにびいる。 でに移設が完了するもなが、 でにびいる。 でに移設が完了するもなが、 でにびいる。 でにびいる。 でにない。 ではない。 では、	の事前調査につで調査につて調査が、「事区域」というである。 未調査例とは、監督を表して、「ないった場合は別途といった場合は別途とし、「ないっては、低騒」にある。	定である。 いては、〔未調査 いては、〔未調査 が確認されている ため、各管理者の については事前にすること。 協議する。	・(水道・下水道・特地下埋設物等は、(次立会を求めて埋設位は確認を行うとともに、が支障となっているが大陸となっているが大陸となっているが大陸となっているが大陸となっているが大陸となっているが大陸となっているが大陸となっているが大陸となっているが大陸となっているが大陸となっているが大陸となっているが大陸となっているが大陸となっているが大陸となっているが大陸を使いるというでは、	電気・通信・ガス 水道・下水道・電 管等の確認を行う 管理者不明の埋 が、 全する必要があるる る規定(国土交通
東   <u>ペコエ1里・ 、ペコエ1型・ 、ペコエ1枚</u> 、 ルエ1枚例・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	地関係	<b>3</b>	(埋設物等の事 (支障物件) (立本の置き場所	本工事区間の 行うこと。なお、 頃 「	の事前調査につて設るである。 本調査域)である。 本調査を員になる。 本にある。 でた場合は別途 にな正し、 に基づき	定である。  にである。  にで表する。	・(水道・下水道・行地下埋設物等は、(たった水道・行力とともに、が支障となっているためででである。  「に置くこと。  「に置くこと。  「、特にに関するものとでは、できない。」  「は、大きには、大きには、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに	電気・通信・ガス 水道・下水道・電 管等の確認を行う 管理者不明の埋 が、 全する必要があるる る規定(国土交通
東   <u>吹コエ担・ 、 ルエが帆・ </u>	地関係 支障物件	<b>3</b>	(埋設物等の事 (支障物件) (立本の置き場所	本工事区間の 行うこと。なお、 頃 「	の事前調査につて設るである。 本調査域)である。 本調査を員になる。 本にある。 でた場合は別途 にな正し、 に基づき	定である。  にである。  にで表する。	・(水道・下水道・行地下埋設物等は、(たったででは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、	電気・通信・ガス 水道・下水道・電 管等の確認を行う 管理者不明の埋 が、 全する必要がある る規定(国土交通

建設発生土は\_\_\_\_\_市・町・村\_\_\_\_\_地内の\_\_\_\_\_に運搬(片道運搬距離\_\_\_\_ km) するものとする。なお、処理費として1m³当り\_\_\_\_\_\_ 円を\_\_\_\_ に支払うこと。 土質改良プラントへ搬出する土砂の土質は、各プラントが指定している土質性状同等以上とすること。(土質性状(記載例)砂質土、コーン指数300kN/m²以上)

【コンクリート塊・アスファルト塊・建設発生木材(処理)】

① (分別解体等)

副

産物

の机

理

コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材は、現場内において分別解体するものとする。なお、その費用を下記のとおり見込んでいる。

 コンクリート塊 1 m³当り
 円

 アスファルト塊 1 m³当り
 円

 建設発生木材 1 m³当り
 円

② (他工事等流用)

 [Co雑割材・
 〕は、\_\_\_\_\_市・町・村\_\_\_\_\_地内\_\_\_工事で使用する

 ものとする。

	現	場	説	明	書	3
③ (バイオマス発電	燃料加工施設への搬出)	<u></u>				
	建設発生木材は への搬出(片道運搬距) 変更する場合には、理!	雛kɪ	n) を想え	<b></b>	t 当り	のバイオマス発電燃料加工施記 円を見込んでいる。搬出先を
	なお、公共工事で伐打マスであることは、立	采する支障 木の所有者	章木は、- 音(鳥取り	一般木質/ 県)自らん	ベイオマン こより由タ	スとして区分される。一般木質バイス 来を証明することを基本とするが、( 合連合会が登録・審査した認定団体
		該工事は、	〔所有和	者 (鳥取り	県)・伐持	采・運搬を行う者」により由来の証明
	17	市・町	• 村	卅	内の	への搬出(片道運搬距離
						材市場等への売却を妨げるものでは
	いが、売却先を変更す	_				
	<del>般出)</del>	Ф ж д	<u> </u>	0 ( 135 1430	, , ,	
	コンクリート塊、ア					再生資源として、下記の再資源化施設 ずるものではないが搬出先を変更する。
	場合は理由を付して協調	議を行うこ	と。再覧	資源化施設	2業者等。	と書面による委託契約を行うととも
	に、運搬車両ごとにマ:	ニフェスト	を発行す	するものと	とする。	
	なお、再資源化施設を	〜搬出が完	三了した と	ときは、言	書面によ!	り報告すること。
(施設の名称・	コンクリート塊	市・	町·村	‡	也内の	
受入れ費用)	(運搬)	距離	km) 、 3	費用 1 t	当り	 円
	アスファルト塊	市・	_ 町・村_	<u>‡</u>	也内の	
	(運搬)	距離	km)、 🖥	費用 1 t	当り	
	建設発生木材	市・	町·村	ŧ	也内の	
	(運搬)	距離	_km)、	費用 1 t	当り	
	その他(  )_	市・	町・村	<u> </u>	也内の	
	(運搬)	距離	km)、 氢	費用 1 t	当り	
(受入れ時間帯)	8 時~ 1 7 時 (平	日)				
(受入れ条件)	ア路盤材、土砂、	金属片等	穿が混入]	していない	いこと。	
	イ コンクリートち	鬼、アスフ	アルトサ	もの径は5	00mm以下	であること。
	ウ 建設発生木材に	こ関しては	は、泥等0	つ付着がた	よく、径_	cm以下、長さm以
	であること。					
	エ 2次公害発生の	の恐れのあ	うる物質	(廃油等)	を含まれ	ないこと。
⑥ (最終処理等)						
	については、	·	市・町・	村	地内	の産業廃棄物処理場への搬出(片道
3	運搬距離km)をを	想定し、そ	で費用る	として1・	t 当り	円を見込んでいる。
	これは、他の施設へ持	般出を妨け	げるものつ	ではないな	が、搬出名	たを変更する場合は協議を行うこと。
⑦ (産業廃棄物の処	<del>理に係る税)</del>					
1	产类皮革版の加油 にん	ス 4円 / テ 十口 山	4十ス好る	<b>.</b>	ш	ヨコス ノ でいころ

産業廃棄物の処理に係る税に相当する額を、\_\_\_\_\_円見込んでいる。

⑧ (伐木工の数量)

伐木工は伐木工歩掛(平成27年8月12日付第201500076595号鳥取県県土整備部技術企画課長通知)に基づき参考数量で算出しているので、実績について見積もり等により監督員に協議を行うこと。

⑨ (建設発生木材の出来形数量)

建設発生木材の運搬量、搬出量は出来形数量に応じて設計変更を行う。そのため、次のとおり数量管理を行うこと。

エ	種	項目	規格	摘  要
建設発生運搬量		を行うこと。 平均的な1断面を計測。計 測に当たっては、頂部に最低 2箇所の折れ点を設けるこ と。	運搬車全数の測定を行うこと。また、10台に1台の割合で写真管理を行うこと。ただし、搬出台数が10台に満たない場合は、2台以上写真管理を行うこと。 なお、マニフェストで運搬量(体積(空m3))が確認出来る場合は、計測、写真管理は不要とする。	折れ点を2点以上設ける平均的な断面
建設発生 搬出量		マニフェスト又は伝票管理 を行うこと。	運搬車全数の管理を行うこと。	伝票は処分業者が発行した ものでなければならない。

🚇 (マニフェスト)

産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきマニフェストを作成すること。ただし、一般廃棄物や有価物は不要である。

		-	現場	易	説	明	書	4
	<ul><li>① (建設発生土の4)</li><li>〔</li><li>② (再生資材の使用)</li></ul>	<u></u> 箇所:			から [本] に使用す		・相手方運捷	般〕の建設発生土を受入れ、使用
建設副産物の使用		ア Co雑割材は、イ アスセート 使用マスマーク アスナーク	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	リ 規規混名 ク生きる設調受ト : R : サークを ・ ラ資な。計整注 ・ ラックの ・ ラックの ・ ラックの ・ アー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	切削殻等( Rc- 30、4 RS- (現格: ) シャ起回で対を の上の更の使い で対象用に において にないて	は、 40 ] は、 はは、、 〔規格: の使供あ再生る。 とがのとは新材を称	工事かり 使用箇所: 使用箇所: 使用箇所: 上記ウに記れている。 上記中については、何 を記している。 想定している。	上に使用する。  「多連搬し、使用箇所: に に に と に と に を に 使用する。 で に 使用する。 に 使用する。 に 使用する。 に 使用する。 に 使用 箇所: に 使用
工事用道路	-【令: は、 ② (農地の賃貸借)	本工事を施工する 場合は、事前に所 を得ること。 <del>和5年4月1日時 以下も記載する</del> 受注者は書 で変更報告書 の用途 ア	「轄農業委」 特点で、該 の上、第年のと、事等のと、事等のと、事等のと、事等のと、事等のと、できまれた。 に対している。 にがしている。 にがしいる。 にがし、 にがしている。 にがしいる。 にがしいる。 にがしいる。 にがしい。 にがしいる。 にがしいる。 にがしい。 にがしい。 にがしい。 にがしいる。 にがしいる。 にがしい。 にがし、 にがし、 にがし、 にがし、 にがしい。 にがしい。 にがしい。 にがし、 にがし、 にがしい。 にがしい。	員 工好 負所 る鳥、と払農会 等け 者農 め県状 この地 この	協議を行い の請負業・ いば記載を が農地ート・ で、選問の一とで、 で、選問ので、 で、選問ので、 で、で、 で、で、で、 で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、	い、農地 者が一時 を削除) 】 時転用出 町設用 は 町設具 は するこ	法第5条第3 <del>転用している</del> ている農地で 、工事完了を 村 動力 対 動力 動力 対 動力 を が も の を の の の の の の の の の の の の の	目的で、受注者が農地を借地する 1項に基づく農地一時転用の許可 3農地を継続して利用する場合、速やか 後はその旨を連絡すること。 也を賃貸借すること。 こ基づき、土地の貸借権は鳥取県 、受注者がその任に当たるもの である。
その他	② (工事名称)	定めるところによ ※該当する細別 工事標示板に記	千 に り 自 社 施 川 ( レベル 己載 す る 名 記 示板 に は 、	円まで <i>の</i> 工しなり 4)を記 称は、_ 原則とし	の部分は、 ければな 記載する。 「 に して県産	、鳥取県! らない。 。 公園の整(		工を除く)のう 自社施工対象工事適正実施要領に ます」 とする。 また、その他の保安施設等につ

#### ③ (暑観証価)

ア 本工事は、鳥取県公共事業景観形成指針に基づく、景観評価対象事業〔である・ではない〕。

イ 景観評価対象事業の場合、施工にあたっては設計図書によるほか、必要に応じて監督員と 協議すること。

#### ④ (工事成績評定)

本工事は、工事成績評定要領(以下「評定要領」という。)に基づく工事成績評定の対象と 〔する・しない〕。工事成績評定の対象外とするのは以下の〔ア・イ・ウ・エ・オ〕に該当するため。

- ア 当初設計金額が500万円未満の工事
- イ 道路、河川、下水道を維持し、修繕し、又は管理することを目的として発注された工事 (年間維持、伐開、河川掘削)
- ウ 災害時の初期活動で緊急かつ迅速な対応が不可欠である緊急応急工事
- エ 機器の納品、部品取替等の建設工事(道路照明灯点検補修等)
- オ 工事目的物を伴わない建設工事(旧橋撤去、残土撤去・運搬工事等)

#### ⑤ (監督体制)

本工事の監督体制は〔一般・重点〕監督とする。

<u>重点監督の工種は</u>とし、その他の工種は一般監督とする。 なお、鳥取県県建設工事低入札価格調査制度対象工事となった場合は、別途通知する。

#### ⑥ (三者協議)

本工事は、<u>(対象工事の区分を記載)</u>工事であり、工事着工までに、施工条件及び施工の 留意点等を確認するため、発注者並びに当該工事の測量等業務受注者及び施工受注者の三者で協 議するものとする。(重点監督工事等に適用)

#### ⑦ (技能士常駐)

本工事には、下記のとおり鳥取県土木工事共通仕様書特記事項に基づく技能士常駐対象工種が含まれており、該当工種の作業期間は、技能士が工事現場に常駐しなければならない。

 ア 技能士種別:
 技能士
 、該当工種:
 工
 、特記事項根拠:
 頁

 イ 技能士種別:
 技能士
 、該当工種:
 工
 、特記事項根拠:
 頁

 ウ 技能士種別:
 技能士
 、該当工種:
 工
 、特記事項根拠:
 頁

#### 8 (電子納品)

情報共有システムを利用しない工事であっても、受注者が電子納品を希望する場合は、監督員と協議の上、電子納品対象工事とする。

電子納品に当たっては、https://www.pref.tottori.lg.jp/171188.htmに掲載された本工事調達公告日時点で最新の「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に従い適正に納品すること。

<del>オンライン電子納品を実施する場合は、https://www.pref.tottori.lg.jp/318010.htmに掲載された本工事調達公告日時点で最新のオンライン電子納品試行要領(令和6年6月12日付第202400071599号技術企画課長通知)に従うこと。</del>

#### ⑨ (情報共有システム)

情報共有システム(以下「システム」という。)を利用すること。

ただし、情報共有システムの利用を希望しない場合は、監督員と協議の上、紙書類によることができる。

システム利用に当たっては、ガイドラインに従い適正に実施すること。

#### ⑩ (寒中コンクリート)

本工事は、寒中コンクリートとして施工を行わなければならない期間があるので、適正に実施すること。なお、寒中コンクリートの養生費用については、「寒中コンクリートの養生費用について」(平成23年12月7日付第201100123529号県土整備部長通知)に基づいて処理することとし、設計変更の対象とする。

#### ① (建設機械の賃料の採用単価)

ア 建設機械の賃料について、ラフテレーンクレーン及び高所作業車以外の建設機械は長期割引 単価を標準としている。

通常単価を採用した建設機械〔無し・有り

4 ラフテレーンクレーン及び高所作業車について、1ヶ月以上の長期利用に当たるものは長期 割引単価を採用し、1ヶ月未満の利用に当たるものは通常単価を採用している。

本工事の\_\_\_\_\_工で使用を想定しているラフテレーンクレーン(規格\_\_\_\_\_t 吊)の採用単価は(長期割引単価・通常単価)(建設物価\_\_\_\_\_月号、\_\_\_\_\_頁)を採用し、本工事の\_\_\_ 工で使用を想定している高所作業車(規格\_\_\_\_)の採用単価は(長期割引単価・通常単価) (建設物価\_\_\_\_月号、\_\_\_\_頁)を採用している。

その

他

本工事は、現場環境改善(率計上分)実施対象工事と〔する・しない〕。

下表の内容のうち原則として各費目(仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携)ごとに1 実施内容ずつ(いずれか1項目のみ2実施内容)の合計5つの実施内容を実施すること。港湾及び 漁港事業は、項目に防災・危機管理関係を含めることができる。

実施に当たっては、施工計画書に実施内容及び実施時期を記載し、実施後に監督員に写真等を提出すること。

地域の状況・工事内容により組み合わせ、費目数及び実施内容を変更する場合は、原則として設計変更は行わないが、その内容(目的に資するものであること)について監督員の確認を受けること。

1内容も実施困難な場合は、監督員と協議の上、設計変更により率計上は行わない。

また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率分の計上ではなく、契約変更時に対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行う。施設・設備の種類や規模及び設置期間については、監督員と協議の上、決定する。

(が) 大人の 以直列的に フ	へては、監督員と協議の上、伏足する。
計上費目	実施内容
	1. 用水・電力等の供給設備,2. 緑化・花壇
仮設備関係	3. ライトアップ施設,4. 見学路及び椅子の設置
	5. 昇降設備の充実,6. 環境負荷の低減
	1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む)
	2. 労働者宿舎の快適化
営繕関係	3. デザインボックス(交通誘警備員待機室)
	4. 現場休憩所の快適化
	5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等
	1. 工事標識・照明・安全具等安全施設のイメージアップ(電光
安全関係	式標識等)
	2. 盗難防止対策(警報機等)
	1. 完成予想図,2. 工法説明図,3. 工事工程表
	4. デザイン工事看板(各工事PR看板含む)
	5.見学会等の開催(イベント等の実施含む)
地域連携	6. 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営
	7. パンフレット・工法説明ビデオ
	8.地域対策費等(地域行事等の経費を含む)
	9. 社会貢献
防災・危機管理関係	1. 防災訓練(地震・台風等の自然災害に対する訓練)
(港湾・漁港事業)	

### ⅓ (熱中症対策)

熱中症対策について https://www.pref.tottori.lg.jp/291941.htm に掲載の熱中症予防対策資料を参考に熱中症予防対策を実施すること。

また、気象庁から高温注意報(最高気温35℃以上が予想される場合)が発表された日においては、作業の中断、作業時間の短縮を行うか、十分な水分、塩分の摂取のほか休憩場所の整備及び十分な休憩時間を確保するなどの熱中症予防対策を確実に実施したうえで作業を行うこと。

#### ⑭ (現場管理費補正)

本工事は、熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領(令和元年6月12日付第201900066875 号県土整備部長通知)の対象工事である。

熱中症対策に資する現場管理費補正の適用を希望する場合は、https://www.pref.tottori.lg.jp/285759.htm に掲載された本工事調達公告日時点で最新の同要領の規定に従い、工事着手前に提出する施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載すること。計測結果は施工計画書に基づき、計測結果の資料を工期末の14日前までに提出すること。

その他

#### ① (日本芝生産地への配慮)

日本芝の生産に配慮した植生工について(令和 2 年 2 月 27 日付第 201900299342 号県土整備部長通知)(https://www.pref.tottori.lg.jp/290178.htm)に基づき、日本芝を生産するほ場と、その前後も含めたほ場に隣接する法面においては、植生工にバミューダグラスの使用を禁止する。

- ア 〔張芝工・筋芝工〕は、日本芝の〔野芝・高麗芝〕を使用すること。
- イ 〔植生基材吹付工・客土吹付工・種子散布工・枠内吹付工〕に使用する種子に「バミューダ グラス」は使用しないこと。配合種子は監督員と協議のうえ決定すること。
- ウ 〔わら芝工・植生シート工・植生マット工〕に使用する種子に「バミューダグラス」は使用しないこと。バミューダグラスの代替えの種子として<u>OO</u>を使用し、材料費として1m2当り\_\_\_\_\_円を見込んでいる。

#### (ICT 活用工事「受注者希望型(Light ICT を含む)])

本工事は、受注者希望型(LightICT を含む)の対象工事であるので、最新の「ICT 活用工事特記 仕様書(受注者希望型)」によること。

仕様書の改定状況は https://www.pref.tottori.lg.jp/269460.htm を参照すること。

#### ⊕ (土石流の発生・到達するおそれのある現場での工事)

本工事は、労働安全衛生規則第2編第12章「土石流による危険の防止」に定める、土石流が発生する恐れのある現場において行う工事である。

安全対策について、https://www.pref.tottori.lg.jp/295476.htmに掲載の「土石流の発生・到達するおそれのある現場での工事における安全対策について」に基づいて実施すること。

#### 18 (標示板の設置)

本工事は「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく工事であり、標示板の 工事種類について「国土強靱化対策工事(5か年加速化対策)」と標記すること。

標示板の記載及び記載内容については、道路・河川工事現場における標示施設の設置の徹底について(令和3年6月1日付け 国土交通省大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長 事務連絡)を参考にすること。

#### (19 (CCUS 活用推奨工事[受注者希望型])

本工事は、受注者希望型の対象工事である。CCUS の活用を希望する場合は、最新の「鳥取県建設キャリアアップシステム活用推奨工事(受注者希望型)特記仕様書」によること。

仕様書の改定状況は https://www.pref.tottori.lg.jp/291820.htm を参照すること。

#### ② (遠隔臨場)

本工事は、遠隔臨場の対象工事である。遠隔臨場の活用を希望する場合は、https://www.pref.tottori.lg.jp/307254.htmに掲載された本工事調達公告日時点で最新の「鳥取県建設工事・測量等業務の遠隔臨場に関する実施要領」によること。

#### ② (施工管理システム)

本工事は、施工管理システムの利用可能工事(試行)である。施工管理システムの利用を希望する場合は、事前に監督員と協議を行うこと。なお、利用に関するアンケート調査に協力すること。対象とする施工管理システムは以下のホームページに掲載されたものである。

https://www.pref.tottori.lg.jp/310672.htm

その仙

#### ② (快適トイレの試行)

#### 1. 内容

受注者は、現場に以下の(1)  $\sim$  (11) の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。(12)  $\sim$  (17) については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

#### 【快適トイレに求める機能】

- (1) 洋式便器
- (2) 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む)
- (3) 臭い逆流防止機能
- (4) 容易に開かない施錠機能
- (5) 照明設備
- (6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等(耐荷重を5kg以上とする)
- 【付属品として備えるもの】
- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (9) サニタリーボックス (女性用トイレに必ず設置)
- <del>(10) 鏡と手洗器</del>
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品
- 【推奨する仕様、付属品】
- (12) 室内寸法 900×900 mm以上 (面積ではない)
- (13) 擬音装置 (機能を含む)
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場(トイレットペーパー予備置き場等)
- 2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。 【快適トイレに求める機能】(1)  $\sim$  (6) 及び【付属品として備えるもの】(7)  $\sim$  (11) の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事(施工箇所)※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基/工事(施工箇所)※より多く 設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途 計上は行わない。

※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応 じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個 々の施工箇所で計上できるものとする。

#### 3. その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督員と協議の上、試行の対象外とする。

その他

## 現場説明書

#### ○鳥取県土木工事共通仕様書による。(調達公告時、最新の仕様書による。)

施工箇所が点在する工事の積算

本工事は、施工箇所が点在する工事であり、<u>地区</u>、<u>地区</u>ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算について」(土木工事標準積算基準書 鳥取県土整備部)による工事である。

#### 共通仕様書特記事項第1編1-1-1-9工事の下請負

下請関係の適正化について

3. 工事に伴う交通誘導等の業務を第三者に委託する場合には、工事の一部を第三者に請け負わせる場合も含むものとする。また、「県内業者(県内に本店を有する者をいう。)」とあるのは、「市内業者(市内に本店又は営業所を有する者をいう。)及び県内業者(県内に本店を有する者をいう。)」と読み替えるものとする。

(優先順位は市内、次に県内の順位とする。)

#### 共通仕様書特記事項第1編1-1-1-24施工管理 8項

デジタル工事写真の小黒板情報電子化について

本工事でデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行うことができる。

また、小黒板情報電子化を実施しない工事写真については、監督員の承諾を得ることとし、 対象工事では、以下の(1) から(4) の全てを実施することとする。

(以下、省略)

#### 共通仕様書第1編1-1-1-18工事現場発生品

追加 工事現場発生品

本工事により生じた現場発生品 (\_\_\_\_\_) は、<u>境港市 町</u>地内へ運搬し引渡すこと。 (運搬距離\_\_\_\_\_km)

#### 共通仕様書第1編1-1-33交通安全管理

7項追加 道路工事の抑制期間について

渋滞の発生が予想される下記の期間中における円滑な交通の確保及び事故防止のため、道路工事の抑制を図るものとする。工事施工中の場合は、仮復旧等の措置を施し、原則として交通開放をするものとする。なお、施工中やむを得ない場合であっても、片側通行により交通の開放に努めることとする。

1) ゴールデンウィーク期間

令和7年5月3日(土)から同年5月6日(火)まで

2) 夏季観光・帰省ラッシュ期間

令和7年8月13日(水)から同月17日(日)まで

3) 年末年始期間

令和7年12月27日(土)から令和8年1月4日(日)まで

#### 共通仕様書第3編2-6-3アスファルト舗装の材料

追加-1

プライムコートの散布量は、1.2 L/m2とする。

追加-2

タックコートの散布量は、0.4L/m2とする。

#### 共通仕様書第3編2-6-5舗装準備工

追加 補充材厚決定の実測及び算出方法

- 1) 横断方向は5点法とし、位置については現地の実状に合った場所とする。
- 2) 横断方向は20m毎を標準とする。 (現地の実状に応じて10m以下の場合もある)
- 3) 上記実測結果から各断面の立積を求め、その合計値を路盤面積で除し平均厚さを決定する。

# 共通編

土木工事

共

诵

般

事

項

## 工事打合せ簿

	発講	者	□発注₹	者 □受治	主者	発議年月日		令和○年(	○月○日		
	<b>3</b> /> <del>2 / −</del> −	± -≠	□指え	示 口協	協議	□通知	□承討	告 □幸	報告	□提出	
	発議	事垻	□その	つ他 (							)
	工事	名	001	<b></b>							
	(内	容)		工事位工請負	期額:	令和○年○	所 清 日 円				
処理	発注者	上記	こついて	□岩示□その他	口有	承諾 □[	協議 □ 括 年月日:		受理 し 年 月	ます。	
回答	受注者	上記(	こついて	□承諾□その他		協議□□打		報告 □		ます。	
部長			課長	総 括 監督員		合 議	一 般 監督員	現 代理	物   (語	注 任 監 理) 支術者	

## みんなで、適切な賃金水準を確保! 社会保険等への加入を徹底!

まじめに働く職人が報われるために



#### 【現状と課題】

- ◆ 近年、建設投資の大幅な減少に伴う競争激化のしわ寄せが、 労働者の賃金低下をもたらし、若年入職者が大きく減少
- ◆ 今、適切な対策を講じなければ、将来の建設産業の存続が危惧される状況 \_\_\_\_\_

適切な賃金水準の確保や社会保険等への加入徹底により、就労環境を改善し、若年者の入職が進むような職場とする必要があります。

◆ 適切な賃金水準の確保、社会保険等への加入徹底の観点から、本県では公共工事設計労務単価を平成25年 4月に11.5%、平成26年2月には6.6%、平成27年2月には4.1%、平成28年2月には3.6%、平成29年 3月には3.2%、平成30年3月には3.1%、平成31年3月には1.4%、令和2年3月には2.5%、令和3年3 月には0.8%、令和4年3月には2.8%、令和5年3月には4.4%、令和6年3月には6.4%、令和7年3月に は7.6%引き上げ、平成24年度に比べ約75.5%の上昇となりました。

## 技能労働者への適切な水準の賃金支払

- □ 適切な価格での下請契約を締結しましょう
- □ 技能労働者への適切な水準の賃金支払を元請から下請に要請しましょう
- □ 雇用する技能労働者の賃金水準を引き上げましょう

## 社会保険等への加入徹底

- □ 法定福利費相当額(労働者負担分及び事業主負担分)を適切に含んだ下 請契約を締結しましょう
- □ 労働者に法定福利費相当額を適切に含んだ賃金を支払い、社会保険に加入させましょう

元請による下請への指導(社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン)

- ▶ 周知啓発や加入状況の定期把握、加入指導(2次以下を含む。)
- ▶ 未加入企業を下請企業に選定しない取扱いとすべき
- ▶ 新規入場者の受け入れに際し、適切な保険に加入させるよう下請企業を指導。加入が確認できない作業員の現場入場を認めない取扱いとすべき

### 請負契約における法定福利費の確保(標準見積書の活用)

元請

- ▶ 発注者に対し法定福利費を含む金額による契約締結を求めましょう
- ▶ 専門工事業者に法定福利費が内訳明示された見積書の提示を求めるとともに、 提示された場合、これを尊重しましょう
- 下請 > ▶ 法定福利費が内訳明示された見積書を活用等して、元請に見積提出しましょう



鳥取県県土整備部県土総務課

### 公共工事設計労務単価(主要10職種)変動率

鳥取県の公共工事設計労務単価は、全職種平均で平成25年に11.5%、平成26年2月に6.6%、平成27年2月に4.1%、平成28年2月に3.6%、平成29年3月に3.2%、平成30年3月に3.1%、平成31年3月に1.4%、令和2年3月に2.5%、令和3年3月に0.8%、令和4年3月に2.8%、令和5年3月に4.4%、令和6年3月に6.4%、令和7年3月に7.6%引き上げられ、平成24年度に比べ約75.5%の上昇となりました。主要10職種の引き上げ率は下表のとおりです。

							Ĕ	単 価 (円	)						
職 種		対H24.4比	対H25.4比	対H26.2比	対H27.2比	対H28.2比	対H29.3比	対H30.3比	対H31.3比	対R2.3比	対R3.3比	対R4.3比	対R5.3比	対R6.3比	上昇率
	H24.4	H25.4	H26.2	H27.2	H28.2	H29.3	H30.3	H31.3	R2.3	R3.3	R4.3	R5.3	R6.3	R7.3	対H24.4比
特殊	13, 800	10.9%	3.9%	1.3%	5.6%	0.0%	2.9%	4.0%	1.6%	0.5%	5.4%	2.0%	8.0%	6.0%	65.9%
作業員	13, 000	15, 300	15, 900	16, 100	17, 000	17, 000	17, 500	18, 200	18, 500	18, 600	19, 600	20, 000	21, 600	22, 900	00.5/0
普通	10, 800	11.1%	4.2%	1.6%	8.7%	0.0%	2.9%	4.2%	1.4%	0.0%	3.3%	3.2%	5.0%	6.5%	65.7%
作業員	10, 000	12, 000	12, 500	12, 700	13, 800	13, 800	14, 200	14, 800	15, 000	15, 000	15, 500	16, 000	16, 800	17, 900	00.770
軽	9. 500	14.7%	3.7%	0.9%	6.1%	0.0%	3.3%	4.0%	1.5%	0.0%	0.0%	6.1%	8.6%	6.6%	70.5%
作業員	0,000	10, 900	11, 300	11, 400	12, 100	12, 100	12, 500	13, 000	13, 200	13, 200	13, 200	14, 000	15, 200	16, 200	7 0.0%
とびエ	15. 000	12.0%	7.1%	5.0%	5.3%	3.0%	3.4%	0.5%	2.3%	0.0%	5.0%	1.7%	3.4%	6.6%	71.3%
	.0,000	16, 800	18, 000	18, 900	19, 900	20, 500	21, 200	21, 300	21, 800	21, 800	22, 900	23, 300	24, 100	25, 700	7 11070
鉄筋工	14. 900	12.1%	7.2%	5.0%	5.3%	2.5%	3.0%	0.5%	2.4%	0.0%	0.0%	0.9%	17.1%	6.3%	81.2%
	,	16, 700	17, 900	18, 800	19, 800	20, 300	20, 900	21, 000	21, 500	21, 500	21, 500	21, 700	25, 400	27, 000	
運転手	12, 900	10.9%	3.5%	1.4%	5.3%	0.0%	3.2%	4.3%	1.8%	0.0%	4.0%	2.2%	7.6%	5.6%	62.0%
(特殊)	,	14, 300	14, 800	15, 000	15, 800	15, 800	16, 300	17, 000	17, 300	17, 300	18, 000	18, 400	19, 800	20, 900	
運転手	11, 100	10.8%	4.9%	1.6%	6.1%	0.0%	2.9%	4.2%	1.3%	2.6%	5.2%	2.5%	8.4%	6.1%	73.0%
(一般)	,	12, 300	12, 900	13, 100	13, 900	13, 900	14, 300	14, 900	15, 100	15, 500	16, 300	16, 700	18, 100	19, 200	
型わく	14. 600	12.3%	7.3%	5.1%	5.4%	2.6%	3.0%	0.5%	2.4%	2.8%	0.0%	6.4%	5.2%	6.1%	77.4%
エ	,	16, 400	17, 600	18, 500	19, 500	20, 000	20, 600	20, 700	21, 200	21, 800	21, 800	23, 200	24, 400	25, 900	
大工	14. 900	12.1%	7.2%	5.0%	5.3%	2.5%	3.0%	0.5%	2.4%	0.0%	0.0%	5.6%	3.5%	6.4%	67.8%
, · <del>-</del>	, 000	16, 700	17, 900	18, 800	19, 800	20, 300	20, 900	21, 000	21, 500	21, 500	21, 500	22, 700	23, 500	25, 000	57.0%
左官	14. 200	12.0%	7.5%	5.3%	5.6%	2.6%	3.1%	0.5%	2.0%	0.0%	0.0%	4.9%	3.7%	8.9%	71.8%
	1 1, 200	15,900	17,100	18,000	19,000	19,500	20, 100	20, 200	20, 600	20, 600	20, 600	21, 600	22, 400	24, 400	7 1.070

#### 【公共工事設計労務単価とは?】

- ・公共工事の予定価格の算出に用いる積算用の単価で、作業員やとび工など技能労働者 5 1 職種に ついて定めています。
- ・各職種の通常の作業条件及び作業内容の労働(所定時間内)に対する単価で、時間外等の割増賃金や作業内容を超えた特殊な労働に対する賃金は含まれていません。
- ・労務単価の内訳は次のとおりです。

労務単価 = 1. 基本給相当額 + 2. 基準内手当 + 3. 臨時の給与 + 4. 実物給与

- 1. 基本給相当額 基本給(**法定福利費本人負担分相当額を含む。**)及び出来高給
- 2. 基準内手当 家族手当、通勤手当、住宅手当、技能手当など
- 3. 臨時の給与 賞与 (ボーナス) など
- 4. 実物給与 通勤定期や食事の支給など

注:<u>法定福利費事業主負担分</u>は、現場管理費に計上されています(労務単価には、法定福利費事業 主負担分は含まれていません。)。

- ・新しい労務単価は、労務費調査により賃金の支払い実態を把握し、その結果を基に決定します。 よって、**労務単価が適切な水準に維持されるためには、<u>末端の下請企業の技能労働者に至るまで</u> 持続可能性を確保できる水準の賃金が適切に支払われることが重要となります。**
- 【例】普通作業員(17,900円/日、20日/月勤務)の場合

月当たり 17,900(円/日)×20(日)=358,000 円となり、これは上記枠内の1.  $\sim$ 4. により 算定した年収(4,296 千円)を 12 ヶ月で除したものに相当し、<u>法定福利費(雇用保険、医療</u>保険及び年金保険)の本人負担相当額(約15%)が含まれています。

### 鳥取県県土整備部県土総務課

## 公共工事設計労務単価と法定福利費

- 適正な金額での下請契約のために -

公共工事設計に計上されている各工種の労務費及び諸経費(現場管理費)には、法定福利費が含まれています。下請契約にあたっては、法定福利費相当額(労働者負担分及び事業主負担分)を適切に 含んだ金額で締結してください。

また、労働者に法定福利費相当額を含んだ賃金を支払い、社会保険等への加入を徹底しましょう。 なお、法定福利費相当額(労働者負担分及び事業主負担分)の算出に当たっては、下記を参考にしてください。

### 代表的な専門工種の労務に係る法定福利費相当額の算定例(R7.3 月以降)

#### ■標準単価(公共工事設計標準歩掛及び労務単価による)

各工種の標準的な積算条件による単価は以下のとおり(直接工事費原価ベース)で すが、詳細な積算条件等は、公表設計書をご覧ください。

工種名	規格	単位		標準単価			
工作生石				労務費	器具及び諸雑費		
鉄筋工 ※ 1	D10~D51	t	59,000 円 (100.0%)	57, 466 円 (97. 4%)	1, 534 円 (2. 6%)		
足場工	手摺先行型 足場	掛㎡	4, 332 円 (100. 0%)	2, 435 円 (56. 2%)	1, 897 円 (43. 8%)		
型枠工 ※ 2	鉄筋・無筋 構造物	m <sup>†</sup>	8, 165 円 (100. 0%)	6, 639 円 (81. 3%)	1, 526 円 (18. 7%)		

- ※1 鉄筋工の値は、鉄筋材料費を含まず、また市場単価のため、H4歩掛の構成比率から算定。
- ※2 型枠工の値は、施工パッケージのため、構成比から法定福利費の対象となる労務費を算定。

#### 詳細な内訳は、下記ホームページを参照してください。

http://www.pref.tottori.lg.jp/tekiseishitauke/

注)下請金額には、上記の標準単価の他に、運搬費、会社経費等の諸経費の計上が

必要です。

#### ■法定福利経費の算出

	①標準単価	②うち:	②うち労務費				
	(直接工事費原価)		うち労働者負担分 法定福利費	法定福利費 (現場管理費分に計上)			
鉄筋工	59,000 円/t	57, 466 円/ t	8,941 円/ t	9,390円/t			
足場工	4, 332 円/掛㎡	2, 435 円/掛㎡	378 円/掛㎡	398 円/掛㎡			
型枠工	8, 165 円/㎡	6,639 円/㎡	1,033 円/㎡	1, 086 円/㎡			

- ◎労働者負担分の算定式 労務費×155.60÷1,000
- ◎事業主負担分の算定式 労務費×163.70÷1.000

※R7.3 月以降の率

- ●元請から下請事業主に支払われる部分 ⇒①(単価)+③(事業主負担分法定福利費)
- ●下請事業主から下請労働者に支払われる部分 ⇒②(労務費)

※労務費に労働者負担分法定福利費を含む

### 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

## 分別解体等の計画等

		工作物の構 (解体工事の		□鉄筋	コンクリート造 口その他(	)	)					
		工事の種	類		工事 □維持・修繕工事 □第 □水道 □ガス □下水道 也(							
		する特定建設 築・維持・修繕			コンクリート ロコンクリート及び鉄から成る建設資材 アスファルト・コンクリート 口木材							
		工作物の状況		築年数								
-	( <del></del>			その他(								
関	する調	周辺状況		周辺に	ある施設 □住宅 □商業施記	設□学校、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、						
査(	の結果			敷地境	□病院 □その他( 界との最短距離 約m	) 1						
				その他(		)						
					工作物に関する調査の網	吉果	工事着	手前に実施する措置の内容				
		作業場所			所 □十分 □不十分							
		搬出経路		その他( 障害物	<u>.                                      </u>							
	乍物に する調				路の幅員 約m □有 □無							
查	が結果			理子路 その他(								
着	手前に	特定建設資材 体・維持・修繕	オへの付着物(解 美工事のみ)	□有 (	)							
	施する 置の内			口無	,							
	容	他法令関係 (解体・維	石綿 (大気汚染防止	□有								
		持・修繕工 事のみ)	法·安全衛生法 石綿則)		設資材への付着( □有 □	]無 )						
		その他		口無								
工		-C VAILE			<u> </u>			八四届八十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二				
土程ごと			工程		作業	内容		分別解体等の方法 (解体工事のみ)				
の	<ul><li>①仮設</li></ul>				仮設工事 □有 □無		<ul><li>□ 手作業</li><li>□ 手作業・機械作業の併用</li></ul>					
作業	②土工				土工事 □有 □無		□ 手作業					
内容	③基礎				基礎工事 □有 □無	<ul><li>□ 手作業・機械作業の併用</li><li>□ 手作業</li></ul>						
及 び	<ul><li>④本体</li></ul>	· 掛					□ 手作業・機械作業の併用					
解体	生本体	件坦			本体構造の工事 □有 □無	<b>"</b>		<ul><li>□ 手作業</li><li>□ 手作業・機械作業の併用</li></ul>				
方法	⑤本体	付属品			本体付属品の工事 □有 □	□無		□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用				
	<u>⑥</u> その	他	( )	)	その他の工事 □有 □無			□ 手作業 · 像微作業の併用 □ 手作業				
		工事のT	程の順序			→③の順序		□ 手作業・機械作業の併用				
			事のみ)		□その他(	(0,0)/(K)/1	)					
	工化	作物に用いられ	れた建設資材の量		その他の場合の理由(		)					
感	#±. /→7=1+		存工事のみ)	日 \1 7.	トン	T		は田子さがハコは水井が日コナ				
棄	(全工事	事)並びに特定	の種類ごとの量の 注建設資材が使用さ	れるエ	種類	量の見込		使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)				
物発生	特定建	設資材廃棄物	護持・修繕工事のみ 刃の発生が見込まれ 衰・解体工事のみ)		□コンクリート塊		トン	□① □② □③ □④ □⑤ □⑥				
見	1900ノ司)	JJ (水出寸寸*115)程	が出事りかり		□アスファルト・コンクリート塊							
込 量							トン	□⑤ □⑥ □① □② □③ □④				
	(汁) /	D/6秒 ◎↓-	工 ②甘琳 ①★#	· 樓.华 (F	    本体付属品 ⑥その他		トン					
備る		VKR GT-	上 ②玄暎 ①平件	・押担し	火平円周田 してり他							

	費目・工種明細など	規格1・規格2	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減
工事費						
基盤準備工						
			式			
敷地造成工			式			
掘削工			I∖			
			式			
掘削		土砂	m3		690	
路体盛土工	=		IIIO		090	
			式			
路体(築	堤)盛工 :		m3		620	
土材料						
残土処理工	  -		m3		620	
次工处理工	-		式		1	
コンクリー	トエ					
2是進口	ンクリート	防草コンクリート t=70mm	式			
			m		107	
3号張コ	ンクリート	防草コンクリート t=70mm			45	
4号張コ	ンクリート	防草コンクリート t=70mm	m		45	
		73 1 4 2 3 3 1 4 1 6 1 6 1 1 1 1	m		44	
植栽工			式			
中低木植栽	₺ <u>ˈ</u> エ		I√			
	1 1 1		式			
中低木植	<b>建栽</b> :		本		100	
中低木支	左柱設置		<u> </u>			
エンサーレきの供	<u>.</u>		m		50.0	
雨水排水設備	<b>那上</b> :		式			
07 ***** 000	·		上/			

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減
作業土工					
		式		1	
側溝工					
		式			
U型道路側溝	В300-Н300				
	側溝蓋含む	m		64	
U型可変側溝	B300-H400				
	側溝蓋含む	m		16	
U型可変側溝	B300-H500				
	側溝蓋含む	m		34	
U型可変側溝	B300-H600				
	側溝蓋含む	m		17	
管渠工					
1		式			
	D300				
		m		3	
排水管	VU 150				
		m		25	
排水管	VP 300				
		m		5	
コンクリート削孔	300				
777713335		箇所		1	
集水桝・マンホール工					
X3177 (2.3. 77 ±		式			
1号集水桝	B500-L500-H650				
. 3/1/3/14	集水桝蓋含む	箇所		1	
2号集水桝	B500-L500-H750	E1/1			
とつ <b></b> 素の <b>が</b>	集水桝蓋含む	箇所		1	
	表示が発展日 <b>り</b> B500-L500-H700	四71		<u> </u>	
	集水桝蓋含む	箇所		1	
 4号集水桝	<u> </u>			<u> </u>	
4亏朱小州	B300-L300-R800 集水桝蓋含む	<b>箇</b> 所		1	
		・   ・   ・   ・   ・   ・		I	
9亏果小州	B500-L500-H800 生かが芸念ま	<u>~~</u> ⊆C		1	
٨٥٠١	集水桝蓋含む	箇所		1	
会所桝	B400-L400-H400	**		_	
****** 00004 40	集水桝蓋含む	箇所		4	

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減
電気設備工			1		
□刀□□≐九/共丁		式			
照明設備工		式			
照明灯		- 10			
	ポール型照明灯、H=4.5m	基		3	
照明灯基礎	園路照明			_	
ハンドホール設置工		基		3	
ハンドルール設直工		基		2	
電線管路工		<u> </u>			
		式			
電線管	FEP 50			400	
電線	600V CV3.5sq-2C	m		122	
电冰	管内配線20mm以下	m		205	
埋設標識シート	W=150mm				
# NF 1	2倍	m		122	
作業土工		<del>_</del>		4	
広場整備工		式		1	
以 多		式			
アスファルト系舗装工					
Do do. ( ) b > th > to >	20.00	式			
路盤(歩道部)	RC-30 t=10cm	m2		540	
	脱色アスファルト舗装	IIIZ		340	
END HOTE	t=3cm	m2		540	
縁石工					
	DD.4	式			
2号地先境界ブロック	BB1	m		285	
	BB1	m		200	
		m		117	
作業土工					
	15. 10. 1	式		1	

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減
土系舗装工		式			
敷均し				1	
路体(築堤)盛土		m 3		1	
土材料		m 3		1	
路盤工	RC-30 t=10cm	m 3 m²		9	
遊具施設整備工	t - room	式			
遊具組立設置工		式			
スケートボード設備		式		1	
管理施設整備工		式			
作業土工		式		1	
柵工		式			
フェンス	H=1200	m		194	
門扉	W=3.0m(両開き) H=1200	基		1	
給水整備工		式			
給水施設工		基		1	
給水管	水道水ポリエチレン管二層管 20(mm)	m		3	
埋設標識シート	ダブル	m		3	
径違いソケット	PE管20A ビニルライニング鋼管15A	個		1	

	費目・工種明細など	規格1・規格2	単位	数量(前回)	数量(今回)	 数量増減
排水管		VP 75				
仮設工			m		5	
水替工			式			
ポンプ排	水工		式		4	
**直接工事費*	*		式		1	
共通仮設費						
**共通仮設費計	* *					
* *純工事費 * *						
現場管理費						
* * 工事原価 * *						
一般管理費率分						
契約保証費						
一般管理費計						
**工事価格**						
**消費税相当額	<u>*</u> * *					
* * 工事費計 * *						